ものの額に〇・〇〇一五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八九を、平成十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五八を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八九を、平成二十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成三十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成四十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成五十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成六十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成七十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成八十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成九十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成百八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除